

回答欄(水色のセル)に○、△、×のいずれかを入力してください

10. 評価と改善策の公表		解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください)	胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
			集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
			(1)	精度管理評価をホームページ等で公表しましたか	本項目では公表内容は特に指定しません									
(1)が×の場合 は×	(1-1)	市区町村用チェックリスト(令和2年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての市区町村が対象												
	(1-2)	市区町村毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)とその評価を公表しましたか ※すべての市区町村が対象	公表内容については、少なくとも精検受診率(がん対策推進基本計画目標値の90%を達成したか)の情報を必須とします											
	(1-3)	検診機関用チェックリスト(令和2年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む)が対象												
	(1-4)	検診機関毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)とその評価を公表しましたか ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む)が対象	①公表内容については、少なくとも精検受診率(がん対策推進基本計画目標値の90%を達成したか)の情報を必須とします ②本調査では都道府県から委託を受けた専門組織や地区医師会単位(※)での公表も○とご回答ください ※個別検診では将来的に、これらの団体が地域の精度管理向上を主導することが望ましいです											
	(1-5)	精度管理が要改善の市区町村について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	該当する市区町村が無い場合は、仮に要改善の市区町村があった場合に公表する方針があれば○とご回答ください											
	(1-6)	精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	該当する検診機関が無い場合は、仮に要改善の検診機関があった場合に公表する方針があれば○とご回答ください											
	(1-7)	都道府県用チェックリストの遵守状況(自己点検結果)を公表しましたか												
	(1-8)	都道府県としてのプロセス指標値(自己点検結果)を公表しましたか	受診率、要精検率、精検受診率、精検未受診率、精検未把握率、がん発見率をすべて公表している場合に○とご回答ください											
(2)	公表の手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか													

「10. 評価と改善策の公表」で公表済み(○)と回答された場合	
11. 主要な情報を公開しているホームページのアドレス(URL)をご記入ください	
胃がん	
大腸がん	
肺がん	
乳がん	
子宮頸がん	

ご記入いただいたURLは、国立がん研究センター等のHPIに掲載する場合があります(リンク紹介ページ等)、掲載にご了承いただけない場合は、連絡事項欄(次ワークシート)にその旨ご記載ください。

- (注1) 乳がん検診、子宮頸がん検診は除く
- (注2) 初回受診者及び逐年検診受診者等の受診歴別
 <初回受診者の定義>
 ・過去3年に受診歴がない者(胃がん※/大腸がん/乳がん/子宮頸がん)
 ・前年に受診歴がない者(肺がん)
 ※過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者(平成27年度以前の胃内視鏡検査は検診受診歴に含めない)
- (注3) 精検受診、精検未受診、精検未把握の定義
 【精検受診】 精検機関より精検結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細(精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て)を申告したもの
 【精検未受診】 要精検者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの(受診者本人の申告及び精検機関で受診の事実が確認されないもの)及び精検として不適切な検査が行われたもの(たとえば便潜血検査の再検、喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診再検、ASC-USを除く要精検者に対する細胞診のみの再検など)
 【精検未把握】 精検受診の有無が分からないもの及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に報告されないもの
- なお、胃内視鏡検診では下記の整理とする
 【精検受診】 内視鏡検診時に同時生検したもの、および、ダブルチェックで要再検査となり再検査を受診したもの
 【精検未受診】 再検査を受けなかったことが判明しているもの
 【精検未把握】 再検査受診の有無が分からないもの及び再検査の結果が正確に報告されないもの。ただし、同時生検で病理組織診断が不明(未報告を含む)な場合は、精検未完了と考え、地域保健・健康増進事業報告では「精検受診、かつ、がん疑い又は未確定」として計上する
- (注4) 依頼文書の雛型は「自治体のためのがん検診精度管理支援のページ」 <http://nxc.jp/nccscr-commu/> に掲載